

立地適正化計画（案）説明会における質疑応答内容

○日時；平成 30 年 12 月 22 日（土）10 時 15 分～11 時 30 分

○場所；戸田市役所 5 階大会議室

○質疑応答

番号	質問・意見の内容	質問・意見に対する回答
1	○ゾーンは、市街化区域全域で設定しているのか。	●その通りです。
2	○ゾーンは用途地域と一致しているのか。	●おおむね一致しています。ただし、工業系用途地域のうち、すでに住宅が多く立地している地区については、土地利用の現状及び動向を鑑み、居住ゾーン、住工共生ゾーンに設定しているところがあります。また、工業保全ゾーンについては、おおむね工業地域と一致していますが、準工業地域のうち工業系土地利用割合が高い地区については、工業保全ゾーンの設定をし、操業環境を守っていく方針としています。全体的には、住と工が共生しやすいよう、ゾーンの設定をしています。
3	○居住誘導区域の面積は、市街化区域に対してどの程度の割合か。	●市街化区域の約 81%となっています。
4	○誘導施設に位置付けたものは、市が誘致等の働きかけを行うのか。	●誘導イコール誘致と捉えられることが良くあります。しかしながら、今回立地適正化計画を作成する過程において、市内には国が言う生活利便施設が点在していることを把握しております。そのようなことから、積極的に誘導するのではなく、必要に応じて対応することとしております。
5	○立地適正化計画に係る届出制度があるが、この届出だけで誘導区域外から駅周辺などに立地場所を変更してもらうことは難しいのではないか。	●おっしゃるとおり、都市再生特別措置法に基づく届出制度は着手の 30 日前までに行うものであり、届出時期によっては、事業計画等を変更することは難しいと考えています。そのようなことから、本市独自の事前届出制度の創設が必要になると考えています。

番号	質問・意見の内容	質問・意見に対する回答
6	○誘導施設として、子育て支援センター等の子育て関連施設をなぜ位置づけていないのか。	●子育て支援機能については、市内に点在しているため、子育て総合支援センターのような市全域からの利用が見込まれる施設の誘導は、現時点では不要と捉えています。
7	○公共交通に係る誘導施策もあるが、地域公共交通網形成計画等の交通に係る計画はすでに策定されているのか。	●本市では、交通に係る基本方針となる都市交通マスタープランを策定していないため、現在都市交通マスタープランの策定作業も進めています。したがって、地域公共交通網形成計画につきましては、社会情勢の変化等も鑑みながら、必要に応じて公共交通事業者も交えて今後検討を進めることを予定しています。